

いのくらネットは5年目の春を迎えました。第5回総会を開催！ 5月29日

この日、NPO法人いのくらネットの第5回定例総会がティグレ大阪の会議室で開催されました。いのくらネットの正会員は現在31名、委任状を含む27名の会員が参加しました。総会は議長に池田達秋理事を議長に選任、この後山岸代表理事が挨拶、山岸代表理事は、5月18日の理事会において事業計画書、事業予算書、次期理事が再任されたことを報告し、前年事業報告、会計決算書を報告し承認を求めました。山岸代表は特に「日常生活自立支援の利用会員である82才になるRさんが成年後見の本人の本人申立を行った意義について強く訴えました。

来年4月から介護分野での外国人労働者の受入れが始まります。訪問介護を除く、全ての介護施設が対象となり、受入れ機関となる事業協同組合の設立が相次いでいます。いのくらネットは、成年後見制度の一層の推進へ、従来より介護事業所との連携、組織化を強く訴えてきました。ティグレグループの事業の一環としての取組みを予定していきます。

また、この総会前に東大阪市議の鳴戸鉄哉さん、さらに元東大阪市議の前田正道さん、元松原市議の吉田光男さんが入会したことを報告、とりわけ鳴戸さんは初代東大阪いのちとくらしを守る会事務局長であり、今後のいのくらネットの発展に大きな期待ができると訴え、早期に正会員50名以上への拡大をと熱く目標を語りました。

総会は最後に監事に上田孝子さんを再任し、7時20分過ぎに修了しました。さらに鳴戸市議、山入端府議の挨拶を受け、2次会の懇親会に移りました。



いのくらネットで初めて法定後見を受任しました！ 6月4日

今年3月末、Rさんは成年後見の本人申立てを行い、後見人に当いのくらネットの山岸を指名しました。家裁の決定までに2カ月程かかり、6月19日には審判が確定しました。今後は登記の完了を待つて、対外的にも後見人として活動することになります。24日には、家裁の成年後見人説明会にも参加をしてきました。成年後見人は簡単に辞めることはできず、後見人本人が亡くなった時も、終了登記を家族にお願いしておく必要があります。なかなか大変な制度だと改めて痛感しました。

いのくらネットは、従来は任意後見を追求し、日常生活自立支援事業を成年後見の前段として捉えてきました。任意後見では、死後の永代供養も契約の対象とする点で法定後見と異なっています。任意、法定のメリット、デメリットを踏まえつつ、当事者の思いに寄り添っていくことが大切です。

いのくらネットの利用会員のあり様は、千差万別です。まさに単に財産管理ではなく、福祉のあり方の課題です。



NPOまつさく総会に出席、障害者の成年後見の活用を訴えました！ 6月14日

平野区の市民交流センターで障害者団体NPOまつさくの総会が開催され、山岸さんも監事として出席しました。まつさくは2011年11月に大阪府、大阪市からまつさくグループとして4000万円にのぼる給付金、助成金の不正受給の指摘を受け、現在も返還を継続しています。同じ障害者団体のパーティ・パーティの柿久保浩二さんがNPOの理事長を引き受けて立て直しを図っています。まつさくの活動は1883年より30年以上を数え、日常生活支援、就労支援、外出支援などに取組んでおり、山岸さんが初めて選挙に出た1991年からの長い付き合いです。

この日、山岸はNPOの監査報告を行うと共に、障害者の成年後見制度の活用を強く訴えました。障害者本人をめぐる状況としては、様々に厳しいものがあります。周囲の無理解による、更には意図的な人権侵害や支援拒否、親族による閉じ込め、亡くなった時の参列の拒否、遺骨の分骨の拒否 etc、障害当事者や支援者の運動が大切であることは言うまでもありません。そんな時に役立つのが成年後見制度の活用です。

まつさくはまた「共生共走りレーマラソン」を開催しており、1994年に花博記念公園・鶴見緑地で5月の最終日曜日に始まり、今年で22回を数えます。山岸もチームを作って走ったことがあります。生涯のある、ない人が共生社会をみざし、街だけではなく、心のバリアフリーの実現が目標です。

1万人が集う、世界に例がない一大イベント、来年、再来年へ、一層の発展を期待しています。



2015NPO成年後見人養成講座の開催へ、助成金の申請を行いました。

昨年、1昨年といのくらネットは「いのくら相談支援員養成講座」を開催し、30名以上に昇る相談支援員が修了してきました。今年は、他のNPOや介護事業所と共同開催をみざし、名称も「2015NPO成年後見人養成講座」と変更して行うことにしました。更に、参加NPOとは「大阪成年後見ネットワーク」を結成し、大阪地域での成年後見制度の普及をみざしています。

成年後見制度と言うと、弁護士や社会福祉士などの専門的領域であり、一般にはなじみが少ない仕事だと見られがちです。しかし、そうではありません。身上監護を主たる仕事に、加えて当事者の財産管理まで行う人権意識の高い人、倫理観や道徳観の強い人であれば十分に可能な社会貢献力を発揮できる仕事です。行政は大阪市でも、市民後見人と称して、成年後見制度への参加の道を開いています。

6月25日と7月1日に大阪市等2つの助成金の申請を行いました。両方で140万円の申請です。今後はプレゼンも経る必要があります。

